Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

## 「平成27年度土地に関する動向」及び

# 「平成28年度土地に関する基本的施策」(土地白書)について

平成 28 年 5 月 13 日 政 策 統 括 官 (税制、国土·土地、国会等移転)

土地白書は土地基本法(平成元年法律第 84 号)第 10 条第1項及び第2項の規定に基づき、 土地に関する動向及び政府が土地に関して講じた基本的な施策並びに土地に関して講じようと する基本的な施策について、毎年国会に報告しているものです。

概要等は以下のとおりです。

### 【概要】

本白書は、「平成 27 年度土地に関する動向」と「平成 28 年度土地に関する基本的施策」の2つに分かれております。

「平成27年度土地に関する動向」では、地価が上昇基調で推移していることや、住宅・オフィス市場が堅調であること等について報告しております。加えて、東日本大震災から5年が経過した被災地における土地利用の現状を取り上げるとともに、空き家の増加等の社会状況の変化に対応した既存ストックの有効活用や不動産情報の多様化に向けた取組等について報告しております。また、平成27年度に政府が土地に関して講じた施策について記述しております。

「平成 28 年度土地に関する基本的施策」では、平成 28 年度に政府が土地に関して講じようとする基本的施策について記述しております。

#### 【資料】

- 「平成28年版土地白書について」(概要)
- ·「平成 28 年版土地白書」(要旨)
- ·「平成 28 年版土地白書」(本体)

<参考>十地基本法(平成元年法律第84号)(抄)

(年次報告等)

- 第十条 政府は、毎年、国会に、地価、土地利用、土地取引その他の土地に関する動向及び政府が土地に関して講じた基本的な施策に関する報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る土地に関する動向を考慮して講じようとする基本的な施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

#### 【問い合わせ先】

国土交通省政策統括官付

寺前 • 岡村

TEL: 03-5253-8111 (内線 30655) TEL: 03-5253-8292 (夜間直通)

FAX: 03-5253-1558